

組織体制のアクションプランの進捗等について

令和5年12月11日

電力広域的運営推進機関

- ①組織体制のアクションプランの進捗について
- ②会計ガバナンスの強化
- ③再エネ勘定に関する収支の状況

①組織体制のアクションプランの進捗について

②会計ガバナンスの強化

③再エネ勘定に関する収支の状況

- 2015年4月の設立以降、電力広域的運営推進機関（以下、本機関）は、その役割を着実に遂行するため、その業務内容を拡大しながら、複雑・多様化する様々な課題に取り組んできた。
- 2020年11月に本機関で策定した「組織体制のアクションプラン」の項目に沿って、「1. 組織運営・ガバナンスの在り方」、「2. 人材確保・人材育成」、「3. 情報収集・情報発信の強化」の順で報告する。

2-3. 広域機関の将来像の実現に向けてのアクションプランの大方針

第299回 本機関 理事会（2021年6月2日）第1号議案に一部追記

- 将来像の実現に向けて、以下3つの大方針の下、具体的な目標を立て、進めることとする。

機能強化のための取組内容		
ガバナンスの強化	中立性・公平性の向上	情報収集・発信機能の強化
<ul style="list-style-type: none"> ● 監査法人による会計監査の導入 ● 監事・監査室による内部監査機能の強化 ● 業務遂行体制の強化（業務の追加に合わせた役職員の増員） ● 一定の新陳代謝と業務継続性の確保を両立した役員の内定任期（最長6年）の見直し※ 	<ul style="list-style-type: none"> ● プロパー職員の採用強化等による大手電力（旧一般電気事業者及び電源開発）出向者比率の計画的な引き下げ ● プロパー職員等のスキル向上のための研修充実 ● 会員との双方向のコミュニケーション（アンケート調査の実施による会員意見を踏まえた業務運営への反映） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2050年カーボンニュートラルを見据えた、海外組織との連携強化等による海外情報の収集機能の強化 ● 事業の中期計画の作成、フォローアップ ● 新たなビジネスの創出に向けた取組検討

（参照）第3回広域検証WG 資料3をもとに編集

※2020年度中に一部役員の内定及び任期延長を実施済

1. 組織運営・ガバナンスの在り方

- ◆ 多額の資金を扱うことから、財務会計機能の強化が必要であるが、公的な性格の強い資金管理を任せられることから、透明性が求められる。
⇒監査機能の強化

- ◆ 広域機関の機能が定まりつつある中、通常の組織運営（長期展望の作成、PDCA等）を行う必要がある。
⇒事業計画の複数年度化
⇒会員との双方向コミュニケーション

2. 人材確保・人材教育

- ◆ 中立性・公平性の向上が求められる中、大手電力出身者に偏らない職員構成でなくてはならない。ただし、制度の複雑化が進む中、より多くの幅広い分野のスキルの高い職員が必要とされている。
- ◆ スキルの高い職員の確保のためには、プロパー職員の採用・育成/出向職員の育成の両方が必要。
⇒プロパー職員の研修の充実 等
- ◆ 広域機関が成長できる出向先となる。
⇒出向職員の研修の場の提供

3. 情報収集・発信機能の強化

- ◆ 2022年度には配電事業ライセンスが開始され、会員種別も増加する。会員に有益な情報を提供する等が必要。
⇒会員向けサービス提供の整理

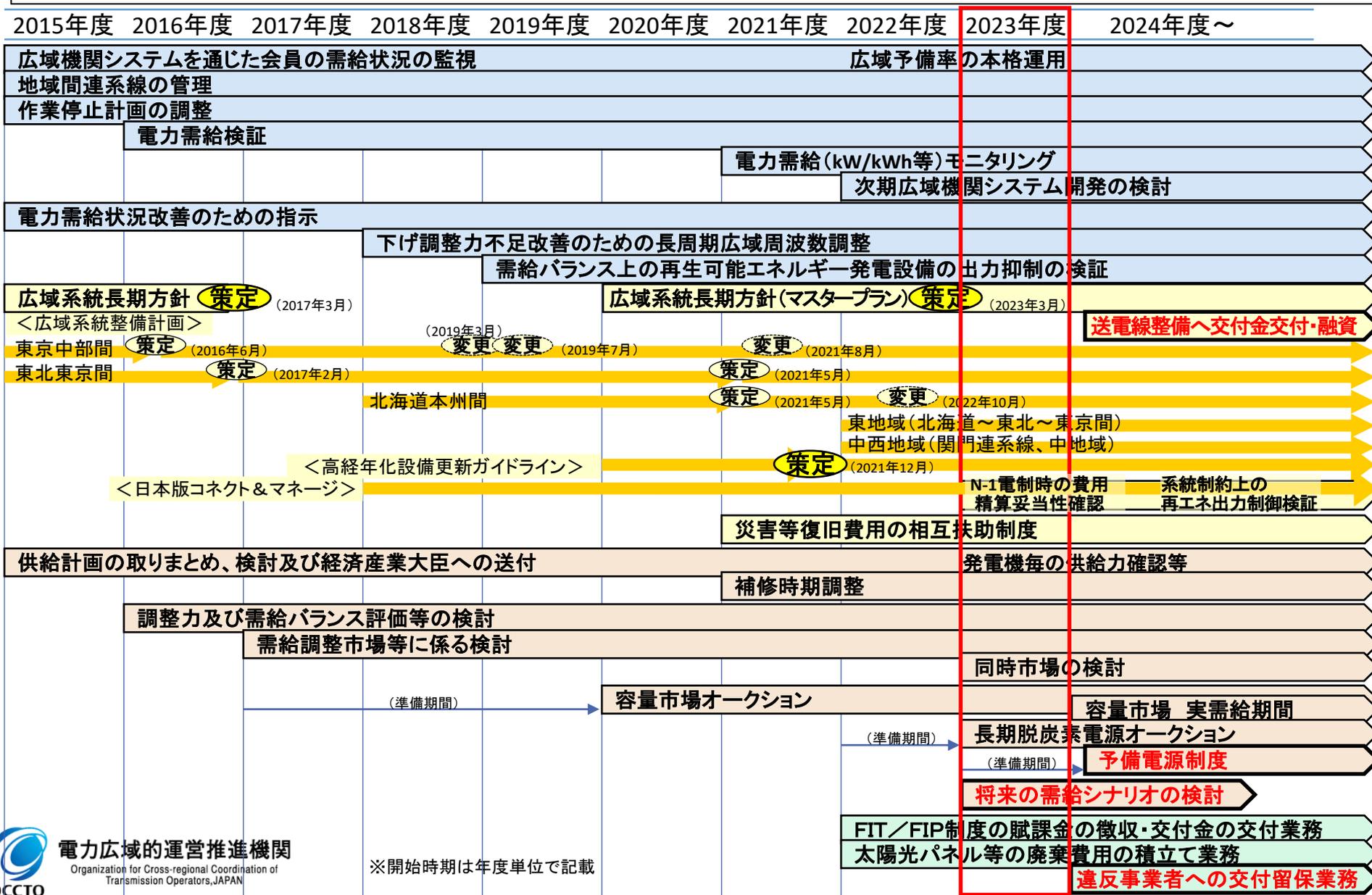
- ◆ 広域機関と同様の組織体は海外にも存在しないが、各機能を備える組織は存在する。海外での大停電時の対応、制度運用は広域機関の発展に活かすことも多いと考えられる。
⇒海外組織との連携強化
⇒情報収集機能の強化

(1) 本機関の業務拡大、複雑・多様化について

- 2020年以降、本機関は**容量市場のオークション等を開始**するとともに、**FIT／FIP制度**に関する賦課金の徴収・交付金の交付や、太陽光パネル等の**廃棄費用の積立**、災害等復旧費用の**相互扶助制度**、**電力需給（kW/kWh等）モニタリング**等の業務が追加されてきた。
- さらに、昨年の本委員会での報告以降、本年5月に成立した「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（GX脱炭素電源法）」において、本機関に「**経済産業大臣から認定を受けた特に重要な送電線に対する貸付業務**」や「**関係法令等の違反事業者にFIT／FIP交付を一時留保し積立金を管理する業務**」が追加された。また、国の審議会において、「**将来の電力需給に関するシナリオの策定**」や「**予備電源制度**」についても、本機関で実施することとされ、これらの業務の実施に向けた検討・準備を進めている。
- 加えて足元では、マスタープランを踏まえた**広域系統整備計画への具体化**や**交付金交付の全国スキームの導入**、**系統の効率利用の推進**、**供給計画による需給管理の高度化**のほか、来年早々には**初回の長期脱炭素電源オークションの開催**を予定している。2024年度には、**容量市場が小売事業者への容量拠出金請求や発電事業者への容量確保契約金額交付を含む実需給期間業務**、**需給調整市場では全商品の運用が開始**されるなど、脱炭素化も踏まえつつ安定供給を確保する仕組みが強化される。
- こうした本機関の業務拡大、複雑・多様化に即した、計画的な体制整備、組織運営・ガバナンス強化がますます重要となっている。

(参考) 本機関の業務追加の状況

■ 本機関は年を追うごとに業務の幅を広げ、**2020年度以降、より業務が複雑・多様化**している。



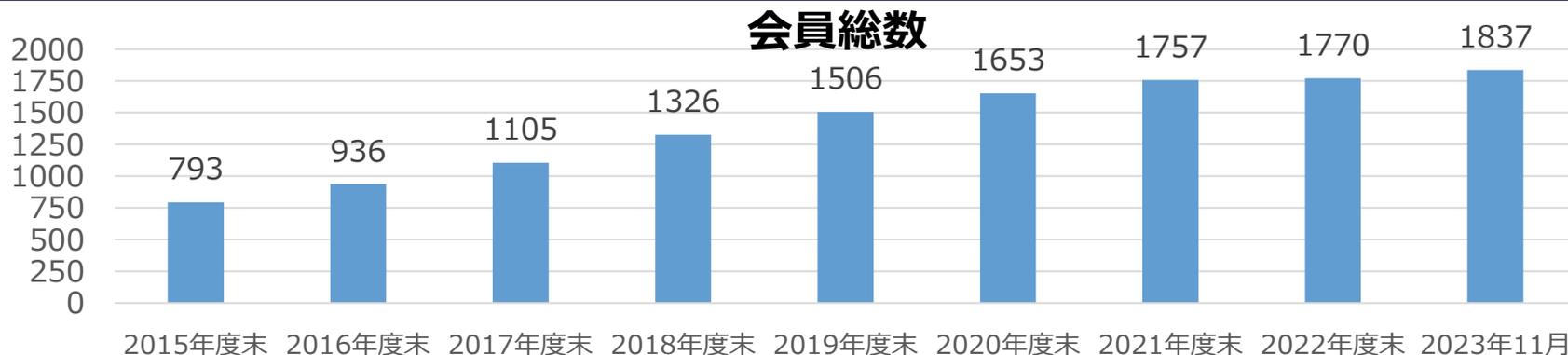
※開始時期は年度単位で記載

(参考) 本機関のこれまでの主な取組と成果

主な取組・成果	今後の取組・課題
<再生可能エネルギーの主力電源化および電力レジリエンス強化に資する次世代型ネットワークへの転換>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 広域系統長期方針(広域連系系統のマスタープラン)の策定 ● 地域間連系線の整備計画を策定 新たに東、中西地域の連系線の計画策定プロセスの開始 	<p>広域連系系統のマスタープランに基づく計画策定プロセスの推進 広域系統整備計画の具体化・進捗確認 広域系統の整備促進のための交付金制度や貸付制度の運用</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域間連系線利用ルールの策定(間接オークションの導入) ● 日本版コネクト&マネージの検討・実施 	<p>日本版コネクト&マネージの一層の改善・定着</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 接続検討等の受付 ● 系統情報の公表(系統の空容量等に関する情報) ● 電気供給事業者からの苦情、相談の対応、紛争の解決の受付 ● 電源接続案件一括検討プロセスの導入 	<p>接続検討等の受付 系統情報の公表の拡充 電気供給事業者からの苦情、相談の対応、紛争の解決の受付 ローカル系統への新たな増強プロセスの導入</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時連携計画の内容確認 ● 災害等復旧費用の相互扶助制度の運用 	<p>災害時連携計画拡充の検討促進 災害等復旧費用の相互扶助制度の長期安定運営</p>
<供給計画や需給検証による需給バランス評価を通じた需給管理>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 供給計画取りまとめ ● 全国の需要想定を策定 ● 夏季および冬季の電力需給検証 	<p>供給計画を通じた情報把握の強化 10年を超える将来の需給シナリオの検討 需要想定への構造変化の反映検討</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 広域機関システムを通じた発電や需要に関する計画管理 ● 全国の需給状況や系統の運用状況の監視 ● 出力抑制の検証 ● 需給バランス悪化の予兆を早期に把握するための電力需給モニタリング 	<p>広域機関システムを通じた発電や需要に関する計画管理 全国の需給状況や系統の運用状況の監視 出力抑制の検証 出力抑制の増加軽減対策の推進 電力需給モニタリングの継続実施・情報提供強化</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 需給ひっ迫時等の電力の融通指示 ● 地域間連系線の運用の見直し ● マスコミや一般需要家に対する発信強化 	<p>需給ひっ迫時等の対応強化(広域予備率を踏まえた供給力提供準備の促進等) 地域間連系線の効率的利用の推進 マスコミや需要家に対する発信強化</p>
<電力の安定供給に向けた供給力等の確保>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 容量市場開設 ● 長期脱炭素電源オークションの導入準備 ● 需給調整市場の導入 	<p>容量市場の安定的運営 長期脱炭素電源オークションの導入 供給力・調整力を同時に約定させる市場の具体化および妥当性評価 予備電源制度の導入検討 需給調整市場の本格運用の支援</p>
<FIT・FIP交付等業務/太陽光パネル廃棄等費用積立金管理の実施>	
<ul style="list-style-type: none"> ● FIT・FIP制度の運用 ● 太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度の運用 ● 資金管理業務の実施 	<p>FIT・FIPの制度改善への対応 太陽光発電設備の廃棄等費用等の積立制度の運用 資金管理業務の強化</p>

(2) 本機関の会員の構造の変化について

- 会員数は、**設立初年度の2倍を超え**、複数ライセンスを持つ会員数は年々増加。**送配電・小売・発電の複数グループに跨る会員数は100を超え**、特に、**小売グループと発電グループの兼業は80**、**小売グループ・発電グループと送配電グループの兼業は40**に増加した。
(法人単位の兼業数(関係会社の兼業は含まない)。他グループと兼業している小売電気事業者の2022年度の販売電力量に占める割合は9割弱と大多数となっている。)
- 足元では、小売電気事業者の会員数は回復傾向にあり、再エネや蓄電ビジネスなどの増加により発電事業者の会員数は増加し、全体としては**1,837者と昨年より増加した**。



	会員総数※1	一般送配電事業者	送電事業者	配電事業者	特定送配電事業者	小売電気事業者	送配電事業者	発電事業者	特定卸供給事業者
2023年11月01日	1,837	10	3	0	39	730	32	1,120	60
2023年3月31日	1,770	10	3	0	38	721	31	1,069	45
2022年3月31日	1,757	10	3	-	35	752	30	1,031	-
	会員総数※1	一般電気事業者	卸電気事業者	特定電気事業者	特定規模電気事業者				
2016年3月31日	793	10	2	5	776				

※1) 複数の事業を営む事業者がいるため、内訳の合計と総会員数とは合致しない。

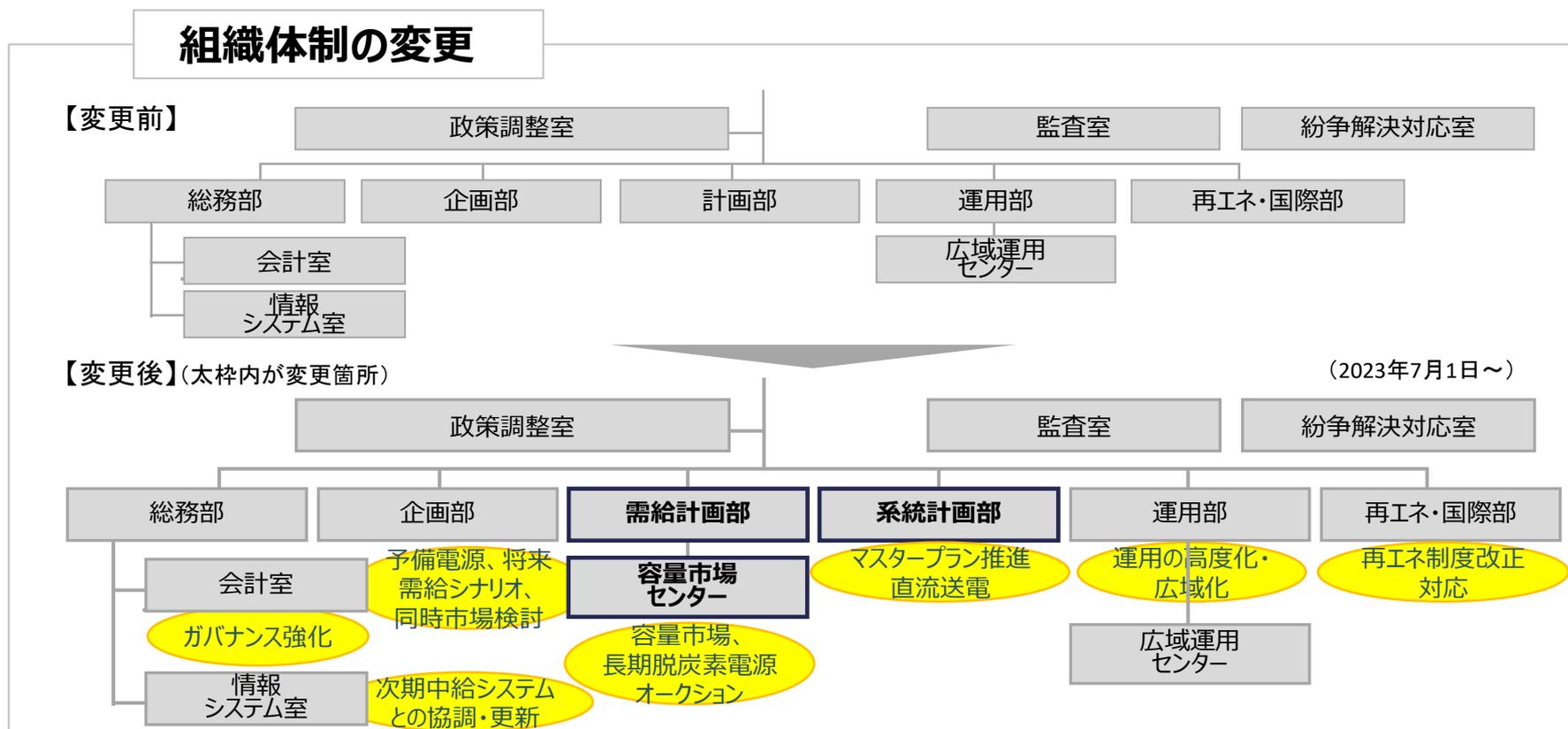
(参考) 複数ライセンスを持つ会員数

グループ	小売又は発電と送配電の兼業				小売と発電の兼業		
	送配電のみ	送配電+小売	送配電+発電	送配電+小売+発電	小売のみ	小売+発電	発電のみ
2023年11月	12	22	5	13	641	67	1,077
2023年3月※2	13	22	5	11	644	58	1,025
2022年3月※2	8	24	5	11	689	41	974

※2) 集計日は月末ではないため、各ライセンスの会員数の表の集計とは同一時点ではない。

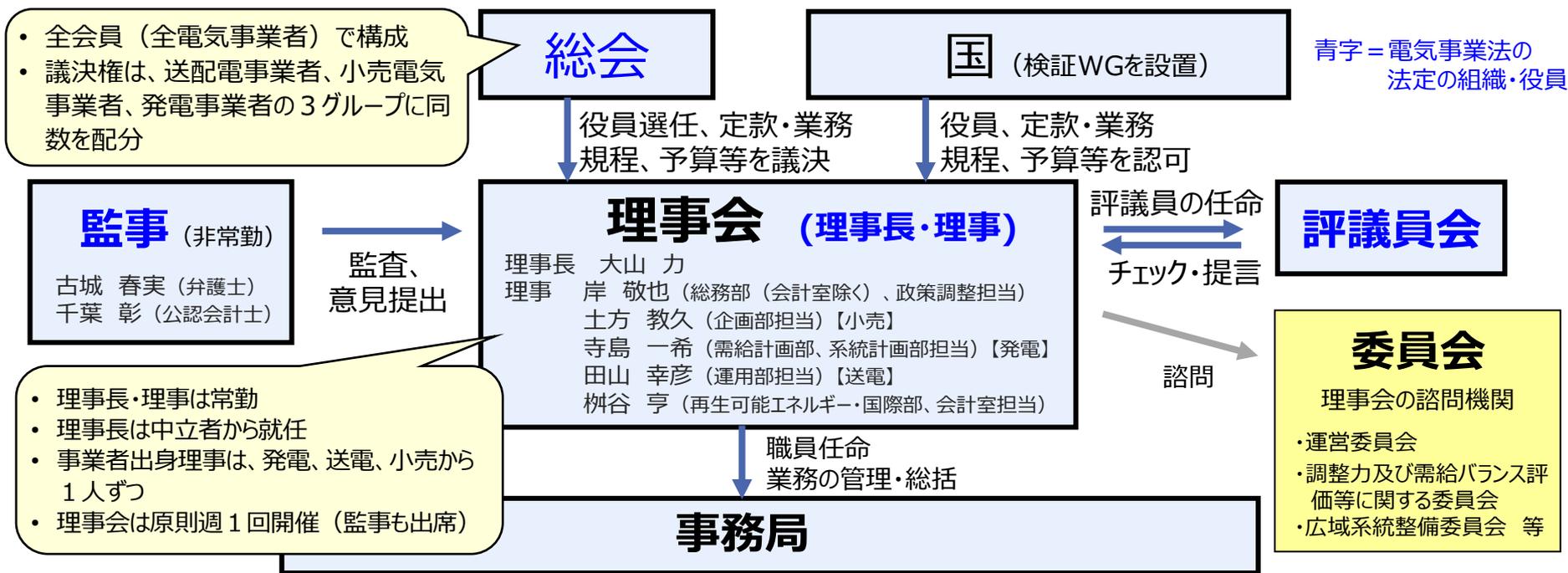
1. 組織運営・ガバナンスの強化 (3) 組織体制の整備について

- 本機関の業務の拡大、複雑・多様化に伴い、体制整備やガバナンス強化を進めている。
- 2023年4月に改正電気事業法が施行され、本機関の目的に「電気の安定供給のために必要な供給能力の確保の促進」が追加されたことを踏まえ、2023年7月に、供給計画の取りまとめや容量市場の運用管理等を担う「需給計画部」を設置し、同部に「容量市場センター」を設置、「計画部」を「系統計画部」に変更するなどの見直しを実施した。



(4) 理事会を核とした多層的ガバナンスの実効性向上

- 本機関は理事毎に所掌部門を設定しているが、**運営に係る重要事項は、理事長、理事、監事が参加する理事会により決定**している。各理事は理事会の審議に先立ち、他部門の業務や制度設計の説明を幅広く受け、自らの所掌にとらわれず積極的に意見交換を実施している。
- また、本機関は**理事会の他、総会による議決**（議決権は発電、送電、小売に同数を配分）、**国の認可、有識者による評議員会、運営委員会、国の電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループ**（以下、検証WG）等により、**多層的にチェックするガバナンスが構築**されている。
- 一方、本機関の業務拡大、複雑・多様化に伴い、専門性と指導力を兼ね備えた理事の人材を中長期的に確保していくことが益々重要になっている。（注）



(注) 第5回検証WGや第8回本委員会の資料では「現在役員について、送配・小売・発電各グループから選出する場合は各グループより1名ずつ着任する仕組みとしているが、中立性が確保されることを前提とした上で、よりよい人材を確保する観点から、継続的に検討する必要。」とされており、引き続き検討が必要。

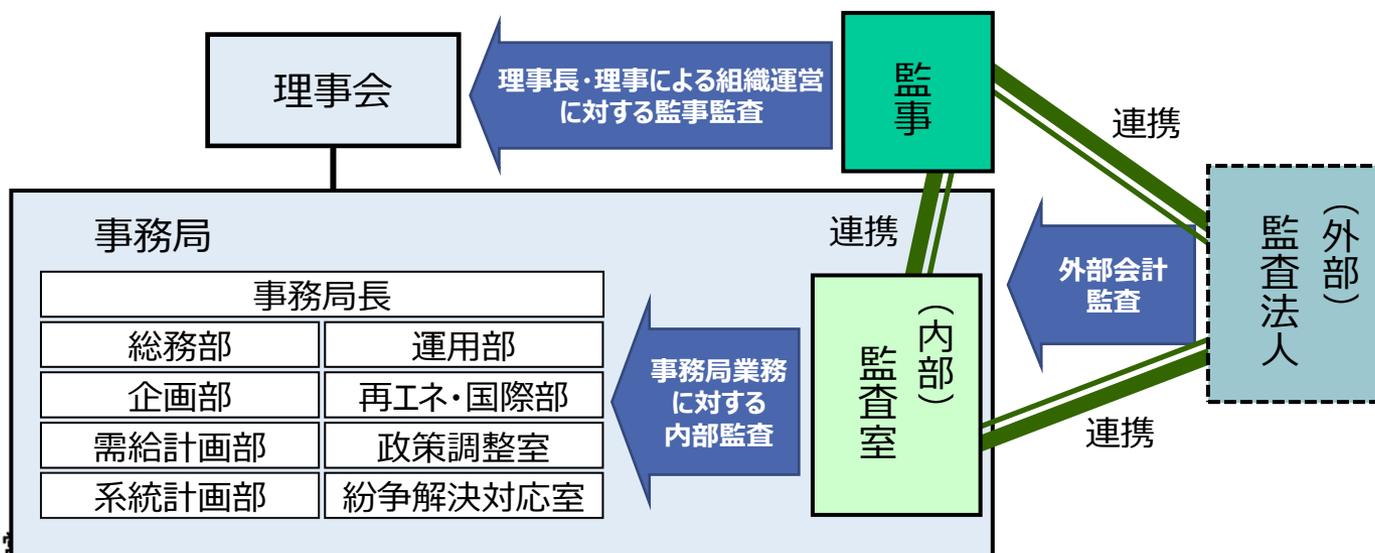
(5) 外部会計監査の導入について

- さらに、扱う業務や資金の増大を踏まえ、検証WGの取りまとめ（令和2年11月25日）において、**監査法人による会計監査を導入し、ガバナンスの強化と会計処理の透明性の向上を図っていく必要性**が示されたことを踏まえ検討を進めてきた。
- 検討の結果、広範囲な利用者にとって受け入れやすい会計基準であり、作成する書類が現行体系に近い等の理由から**企業会計基準に準拠し、2024年度決算から外部監査を実施することとした。**
- なお、2023年度は外部監査の導入に先立ち、決算資料等の見直しの要否を確認するため、監査法人（注）の協力を得て、2022年度決算を対象にトライアル監査を実施し、財務諸表の作成手順及びエビデンスの確認等を実施している。

（注）実際の外部監査を行う監査法人は、別途選定する予定

本資料の②会計ガバナンスの強化で報告

【 外部監査・監事監査・内部監査の3監査の連携（イメージ） 】



(6)「運営理念(MVV)」の策定

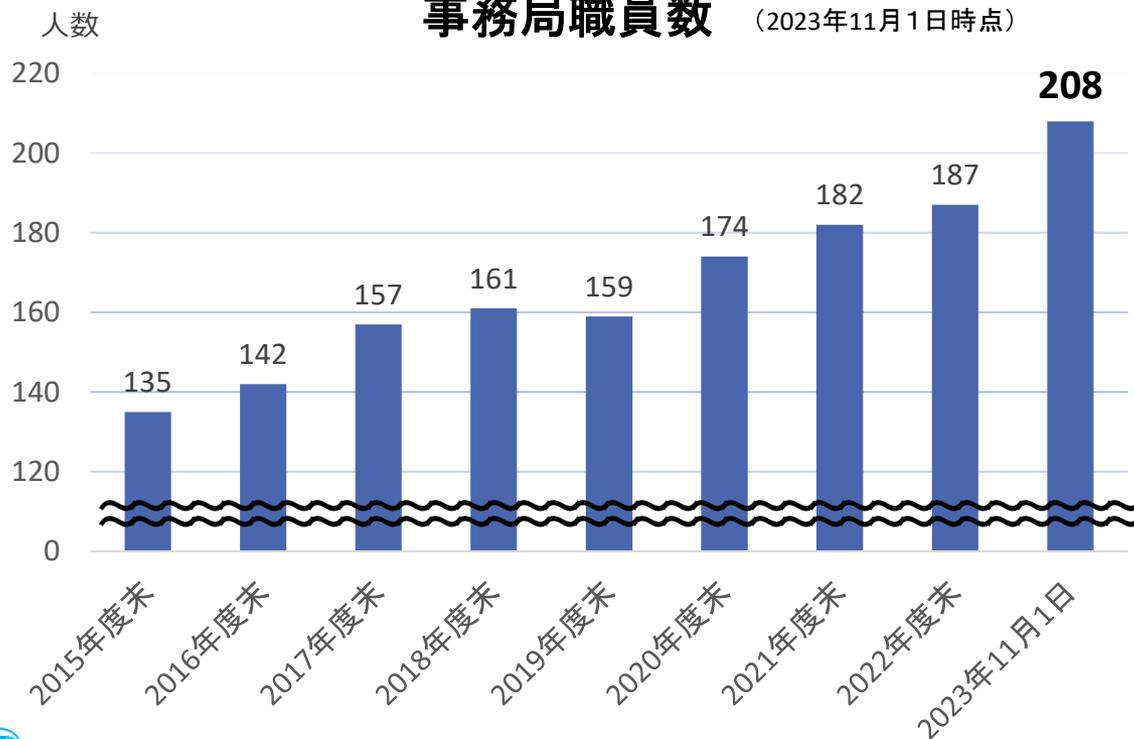
- 本機関は、増加する業務を適切に実施するために、プロパー職員のほか、電気事業者に限らず広く関連分野から実務経験や専門知識を有する職員を出向等で受け入れ、一体となって職務を遂行している。**多様な背景を有する職員が働く中で、本機関の使命・役割についての意識を高め、中立・公平な業務遂行、相互の連携・研鑽により高みを目指す組織文化を醸成していくことが重要**である。
- このため、**本機関が社会に対して果たす使命やあるべき姿を整理し「運営理念」等として取りまとめる**。「運営理念」については、M V V（ミッション・ビジョン、バリュー）の観点からシンプルで訴求力のあるものを職員間の議論を経て作成し、浸透を図る。

(1) 職員数の推移及び採用実績について

- 本機関は、新たに増加した業務に適切に対応するための体制整備として積極的に採用活動や出向の受け入れ等を行い、**本年度（11月1日時点）は21名が増加し、職員数は208名**となった。うちプロパー職員については、同期間に**中途採用で実務経験者を新たに14名採用**した。また、2024年度の新卒採用については、**2名の学生を内定**している。引き続き、**研修やスキルアップ支援等**（P.18に記載）により**定着**を図っていく。
- なお、採用に当たってはプロパーの管理職が面接を行い、新卒向けの説明会ではプロパー職員が説明役を担うなど、人事担当とプロパー職員が連携して採用活動を実施した。

事務局職員数

（2023年11月1日時点）



2023年度の採用実績

（2023年4月1日～11月1日時点）

	人数
プロパー職員	14人
うち管理職	2人
うち担当職員	5人
うち契約社員	7人
新規出向者 （前任との入れ替わりを除く）	13人
合計	27人

（注）派遣職員（11名）を除く。

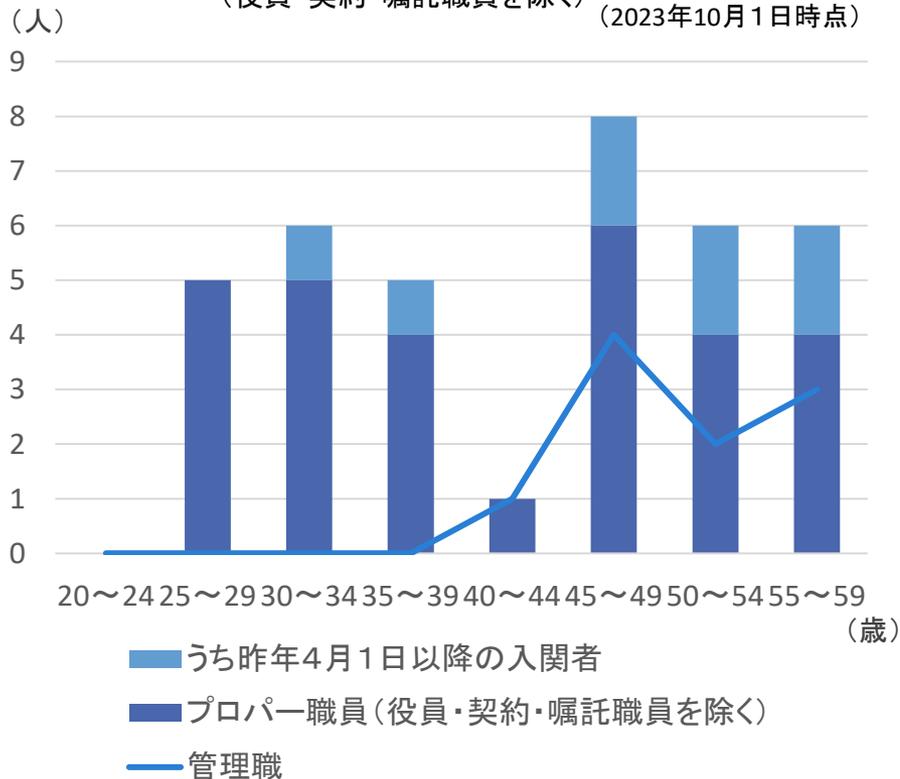
(2) 職員の年齢構成及び女性職員の割合について

- プロパー職員の採用では主に実務経験のある中途採用の職員が増加したが、将来の管理職登用の候補の中心となる中間の年齢層の職員がまだ少ない傾向がある。
- プロパー職員のうち女性の割合は、職員全体で35%、管理職で15%と、昨年より増加したが引き続き採用に努める。

(参考) 政府の男女共同参画基本計画では、2025年度末までに、管理職に占める女性の割合を18%、役員に割合を20%にすることを目標としている。

年代別プロパー職員の構成

(役員・契約・嘱託職員を除く) (2023年10月1日時点)



女性職員の割合

(2023年10月1日時点)

	職員数	うち女性	割合
全職員 (出向者含む・役員除く)	206人	18人	9%
プロパー職員	46人	16人	35%
うち管理職	13人	2人	15%
うち担当職員 (契約社員を含む)	33人	14人	42%

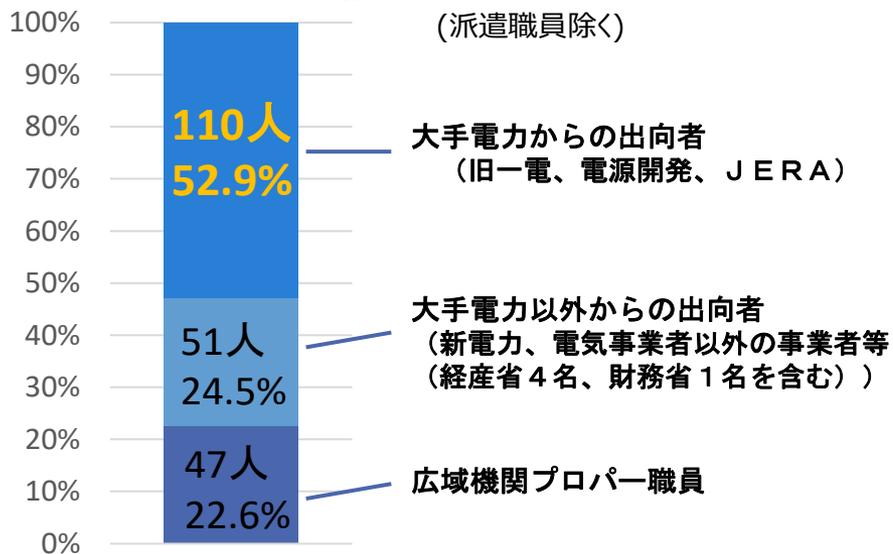
(参考) 昨年度 (2023年10月1日時点)

	職員数	うち女性	割合
全職員	186人	13人	7%
プロパー職員	34人	8人	24%
うち管理職	10人	1人	10%
うち担当職員	24人	7人	29%

(3) 出向職員及び出向元の比率について

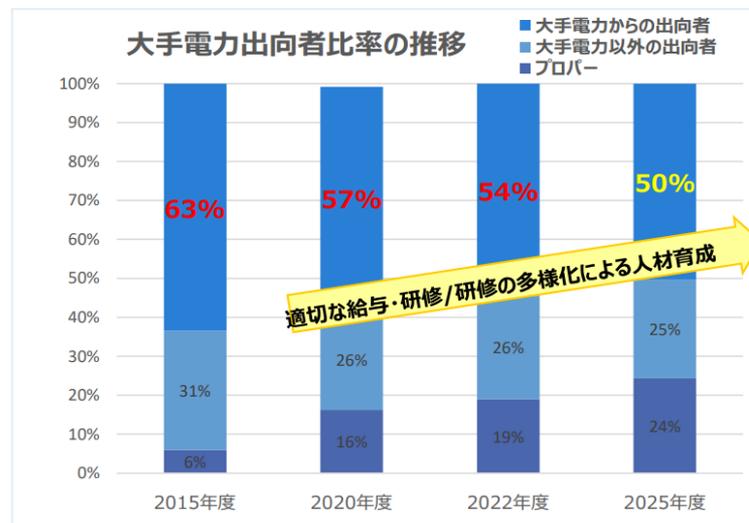
- 本機関は、増加する業務を適切に実施するために、プロパー職員の採用拡大・専門性向上に努めつつ、電気事業者に限らず広く関連分野等から実務経験や専門知識を有する職員を適材適所で出向等で受け入れることで、確実に業務を実施していくことが必要である。
- そのような中、**大手電力（注）の出向者比率**を2025年度に50%未満にする目標を掲げており、2023年11月1日での同比率は**52.9%まで低下**した。（注）旧一般電気事業者、JERA、電源開発。
- また、**旧一般電気事業者全体（小売、発電含む）からの受け入れは50%を下回った**。
- 本機関の業務の幅の広がりに伴い、旧一電以外や**電気事業者（会員）以外からの出向者受け入れも増加**している。（現在は、会員等の42者から出向者を受け入れている。）

職員構成比率



2023/11/1

大手電力出向者比率の目標



● 研修の充実

従来の研修に加え、公正取引委員会の講師を招いた情報管理や調達に関する研修や、本機関及び資源エネルギー庁、電力・ガス取引監視等委員会の新規着任者向け合同研修、本機関の新規着任者向け現場視察研修などの、電力業界での勤務経験がない新規着任者の業務遂行能力の向上に向けた研修等を新たに実施した。また、来年度より、役職階層別の外部研修も導入する予定。

また、全職員が参加可能な自主的勉強会（朝練）も月に2回程度引き続き開催している。

● スキルアップ支援制度の新設

職員の能力向上のため、電気主任技術者、統計検定、情報処理技術者、ビジネス実務法務検定等幅広い分野を対象とした、資格等取得者の支援（表彰金あり）を新設するための規程を本年度制定する。

● 360度評価の導入

役員及び部長級職員等を対象に、マネジメント等についての気づきを得ることや、人事評価の補完的な参考資料とするため、今年度から360度評価を実施する。

● 契約社員のモチベーション向上策の導入

契約職員に業績評価を導入し、特に優秀な場合は昇給等のモチベーション向上策を実施する。

● キャリアパスの多様化

一般的に本機関のプロパー職員には、実務に精通しつつ、会員企業や学識経験者、国等との高い調整能力や業務マネジメント能力が求められる。一方で、一部には高度な需給管理やシステム管理運用など、高い専門性が求められるスタッフ的業務も存在する。これらジョブ型のキャリアパスに対応するために、新たな役職として「スペシャリスト（管理職相当）」等を新設する。

また、併せて一般職員にも「主任」を新設するなど、各級毎の役職についても整理を行う。

(1) 国内向けの情報発信の強化について

- 6月に**マスコミ各社の論説委員との懇談会**を4年ぶりに開催するなど、情報発信を強化。
- **夏季・冬季の電力の高需要期に先立ち報道関係者への丁寧な事前ブリーフを行う**ほか、大手マスコミ系webメディアで複数の担当管理職が連載インタビュー形式で解説した。
 <参考> 日経エネルギーNext
 2022/12/07 (第1回) 予備率の意味と燃料監視の現在地、広域機関に聞く
 2022/12/16 (第2回) 電力需給見通しとは、予備率3%は「経験的な需要のぶれ」
 2023/1/13 (第3回) でんき予報100%超の理由とは、電力需給ひっ迫警報・広域予備率解剖
- 広域予備率の常時Web公表に加え、夏冬の電力需給モニタリングは、ホームページ、X（旧Twitter）で毎週発信した。Xのフォロワー数は昨年の1990から2755へ増加した（10月末時点）。
- わかりやすさを重視したホームページ「容量市場かいせつスペシャルサイト」を拡充し、**長期脱炭素電源オークションの解説ページも公表・随時更新**している。

論説委員懇談会



容量市場かいせつスペシャルサイト



●容量市場かいせつスペシャルサイト 長期脱炭素電源オークションを知ろう！（2023年10月）
https://www.occto.or.jp/capacity-market/decarbonation_know

(2) 海外向けの情報発信・意見交換の強化について

- **国際学術学会「CIGRE CAIRNSシンポジウム」**では、カーボンニュートラル実現のための**広域系統長期方針（マスタープラン）**に基づく**日本の電力システムの将来展望**を紹介した。
- また、昨年の本委員会（2022年11月）以降、海外関連機関との技術懇談や欧米・新興国など幅広い国から本機関への視察の受け入れを18件実施した。
- さらに、本年は、本機関職員が「テキサスのERCOT」、「カルフォルニアのCAISO」、「米東海岸のPJM」などを訪問し、需給運用や電力市場の最新動向のヒアリングや意見交換を実施するなど、海外向けの情報発信や海外関係機関との意見交換を積極的に実施した。

国際学術会議での発表



CIGRE CAIRNSシンポジウム（23/9/4-9/7）

海外関連機関との技術懇談



（左上）デンマークEnerginet（23/3/6）

（右下）フランスRTE インターナショナル社(23/3/8)

- 本機関の業務は拡大、複雑・多様化している。また、将来を見据えた安定供給確保や公益の実現のために、電力の広域的運営が一層求められている。このため、機関運営において、専門性を高める努力を継続し、積極性を大切にしつつ、公共性、中立・公正性、効率性、透明性（説明責任）に十分留意しつつ、下記の「3つの強化」に引き続き取り組む。
 - 組織運営・ガバナンスの強化
 - 外部会計監査の導入
 - 「運営理念（MVV）」の策定
 - その他、更なるガバナンス向上の検討
 - 人材確保・人材育成の強化
 - プロパー職員（新卒、実務経験者）の採用強化
 - 出向の受け入れを含む、業務の確実な実施に必要な人材の確保
 - プロパー職員等への研修・育成メニューの充実やキャリアパスの多様化
 - 情報収集・発信機能の強化
 - 国内（マスコミ、会員企業、需要家等）への情報発信の強化、知名度の向上
 - 海外の専門機関との連携強化

- ①組織体制のアクションプランの進捗について
- ②会計ガバナンスの強化**
- ③再エネ勘定に関する収支の状況

令和2年(2020年)11月	第3回 検証WG（資源エネルギー庁） 「監査法人による会計監査を導入し、ガバナンスの強化と会計処理の透明性の向上を図っていく」
令和3年(2021年)6月	第4回 運営委員会（本機関） 監査機能の強化を含めた「広域機関の将来像の実現に向けてのアクションプラン」を作成。
令和4年(2022年)4月～	監査法人による会計監査の導入準備のため、コンサルティング業務を委託。
令和4年(2022年)11月	第8回 運営委員会（本機関） 企業会計基準の採用及び2024年度決算からの監査法人による会計監査の導入を報告。
令和5年(2023年)4月～	前年度に引き続きコンサルティング業務を委託。
令和6年(2024年)7月～	監査法人による外部監査導入

- 検証WGの取りまとめ（令和2年11月25日）において、**監査法人による会計監査を導入**し、ガバナンスの強化と会計処理の透明性の向上を図っていく必要性が示された。これを受け、本機関では、「広域機関の将来像の実現に向けてのアクションプラン」を作成し、**財務会計機能の強化**や**資金管理の透明性**に向けた具体策を進めることとした。

V. 機能の強化の方向性

検証WGの取りまとめ
(令和2年11月25日)
※赤線追記

1. ガバナンスの強化

(1) 監査機能の強化

今般の法改正に伴い、今後、電力広域機関に業務が追加され、人員及び事業費（運営費以外の管理資金含む）も大幅に拡大することになる。また、法改正に伴う現行の事業とは異なる分野の事業の追加となるため、監査機能の強化を図る必要がある。

電力広域機関においては、現在、中立性・公平性を確保する観点や効率性を確保する観点から、様々なルールが設けられているが、これが実効性を伴ったものとなっている必要がある。現行制度下においても、系統アクセス業務をはじめとした、中立性・公平性が特に重視される業務については、これを担保するため、監査室による業務監査を行ってきたが、今般追加される業務においてはこれらルールが遵守されているかチェックできる体制整備を十分に行う必要がある。

また、会計監査については、現在、監査室による内部監査と監事による監査を実施しているが、今後、兆単位の会計処理を行うことになることを踏まえ、これに加え、**監査法人による会計監査を導入し、ガバナンスの強化と会計処理の透明性の向上を図っていく必要がある。**

- 検証WGの取りまとめ及びアクションプランを受け、監査法人による会計監査の導入に関し、どのような準備を行い、どのような手順で進めるべきか複数の監査法人等に意見を聴取。
- その結果、外部専門家によるコンサルティング業務の委託を行うこととした。
(主な意見)
 - ・ 本機関には会計基準が定められていないことから、会計基準を定める必要がある。
 - ・ 会計処理や財務報告は当該基準に準拠したものに改める必要がある。
 - ・ 現在行っている業務処理に脆弱な部分がないか第三者的視点で確認を行い、補強すべき点が見つかれば最適な方法で見直しを行う必要がある。
 - ・ これらの検討にあたっては、本機関内部で行うことには限界があり、監査法人や監査法人系コンサルティング会社といった**外部専門家の知見も活用**すべき。

【現状の財務諸表の作成について】

- ・ 本機関では、「電気事業法」、「広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令」、「会計規程」等に従い財務諸表を作成し、経済産業大臣の承認を得ているが、監査法人による会計監査の根拠となる特定の会計基準に準拠して財務諸表を作成している訳ではない。

- 2022年4月、外部専門家による業務支援（コンサルティング）等を目的に監査法人と業務委託契約を締結し検討を開始。
- 2022年度の主な実施内容は以下のとおり。
 - (1) 準拠する会計基準の選定
 - ・ 企業会計基準と公益法人会計基準を比較検討した結果、広範囲な利用者の受容性、現行財務諸表との親和性等を考慮し、企業会計基準を採用。
 - (2) 内部統制及びIT統制の構築
 - ・ 現状把握及び現行手順の評価を行い、課題が指摘された点は改善を実施。運用の有効性を評価。
 - (3) 税務課題の検討
 - ・ 消費税課税事業者の届出及び消費税適格事業者発行登録の申請等を実施。
 - (4) 規程類の検討
 - ・ 会計規程の改正案の検討（企業会計基準への準拠、会計監査人による監査の実施等）。
 - ・ 会計規程の改正時期の検討（2024年4月以降に作成する財務諸表等から適用）。

■ 会計基準の必要性

- ・ 監査法人による会計監査とは、財務諸表が一般に公正妥当と認められる**会計の基準に従って作成されているか**、財務諸表の適正性について意見を表明するもの。
- ・ 本機関は、監査法人による会計監査の根拠となる**会計基準を定めていない**ことから、監査法人による会計監査を導入するにあたっては、会計基準を定める必要がある。

■ 検討対象とする会計基準の絞り込み

- ・ 一般的に、広範囲の利用者のニーズを満たすように策定された会計基準としては、①企業会計基準、②公益法人会計基準、③独立行政法人会計基準、④指定国際会計基準がある。
- ・ 独立行政法人会計基準は、独立行政法人制度を前提とした特殊な会計処理や開示書類が定められていることから検討の対象とはしない。
- ・ 指定国際会計基準は、国際的な財務活動又は事業活動を行う国内会社に適用される基準であることから検討の対象とはしない。
- ・ 以上を踏まえ、**企業会計基準及び公益法人会計基準を検討の対象**とした。

■ 会計基準の選定

本機関では、以下の理由により、**企業会計基準**に準拠することとする。

- ・ 広範囲な利用者にとって受け入れやすい会計基準である。公益性との両立も可能。

区分	企業会計基準	公益法人会計基準	特殊法人等会計処理基準	その他	計
認可法人	10法人	10法人	5法人	2法人	27法人
特殊法人	3法人	-	1法人	1法人	5法人
特別法人	1法人	5法人	1法人	5法人	12法人
計	14法人	15法人	7法人	8法人	44法人

(注) 「特別の法律により設立される民間法人等の指導監督に関する行政評価・監視(調査結果に基づく勧告)」(平成25年12月・総務省行政評価局)の「図表Ⅱ-2-10事業報告書等(附属明細書を除く)に関する作成・公開状況」を本機関で集計。

- ・ 作成する書類が現行体系に近い。

区分	財務諸表の内訳				
現行体系	貸借対照表	損益計算書		重要な会計方針、注記	財産目録
企業会計基準	貸借対照表	損益計算書	資本等変動計算書※1	重要な会計方針、注記	財産目録 附属明細書※1
公益法人会計基準	貸借対照表	正味財産増減計算書※2		重要な会計方針、注記	財産目録

※1 電気事業法で作成及び提出が求められていない中、作成しなくても外部監査上特段問題ないことを確認済。

※2 電気事業法で作成及び提出が求められている損益計算書と異なる。

- 2023年4月、会計監査の導入に向けた業務支援に加え、2024年度に新たに開始する新規業務の取扱いも含め、**監査法人及び監査法人系の税理士法人とコンサルティング目的の業務委託契約を締結し検討を開始。**
- 2023年度の主な実施内容は次のとおり。
 - (1) 外部監査導入支援
 - ・ 決算資料等の見直しの要否を確認するため、2022年度決算を対象に**トライアル監査**（財務諸表の作成手順やエビデンスの確認等）を実施。その結果、大きな問題はなかったが、一部手順の見直し等が求められ対応中。
 - (2) 規程類の改定案の策定
 - ・ 会計規程の最終案の仕上げ。企業会計基準に定めのない部分については会計・調達業務の細則に関する規程に規定。
 - (3) 税務課題の検討
 - ・ インボイス制度への対応や消費税申告への対応に加え、新規業務の取扱い等の検討も実施。
 - (4) 運用手順書等の作成
 - ・ (1)の確認内容等も踏まえた運用手順書を作成。

- 経済産業大臣の承認を要する会計規程は、以下の方針で改正を検討中（施行は2024年度）。
- 理事会で改正可能な「会計・調達業務の細則に関する規程」には、往々にして変更が見込まれるもの等を規定する予定。

1. 準拠する会計基準を記載

(新設)

→

本機関の会計に関して、この規程に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠する

2. 重要な会計方針の開示を記載

(新設)

→

財務諸表等（事業報告書を除く）には、重要な会計方針及びその他の事項を注記しなければならない

3. 会計監査人の監査の実施を記載

(新設)

→

本機関は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について、会計監査人の監査を受けなければならない

※文言等はいずれも現在検討中。

■ 財務報告の強化・向上（財務会計）

コンサルティング会社による2022年度決算を対象とした**トライアル監査**を実施し、2024年度会計監査に向けた課題を抽出した。これを受け、改善案と具体的なアクションプランの策定・検討を開始。

（例）決算スケジュールの見直し、各科目への計上ルールの整理 など

■ 業務運用・体制整備

業務プロセス別に業務運用手順・体制整備状況を検証。

（例）ヒューマンエラー発現の抑制、上位者によるリスクマネジメントの確立 など

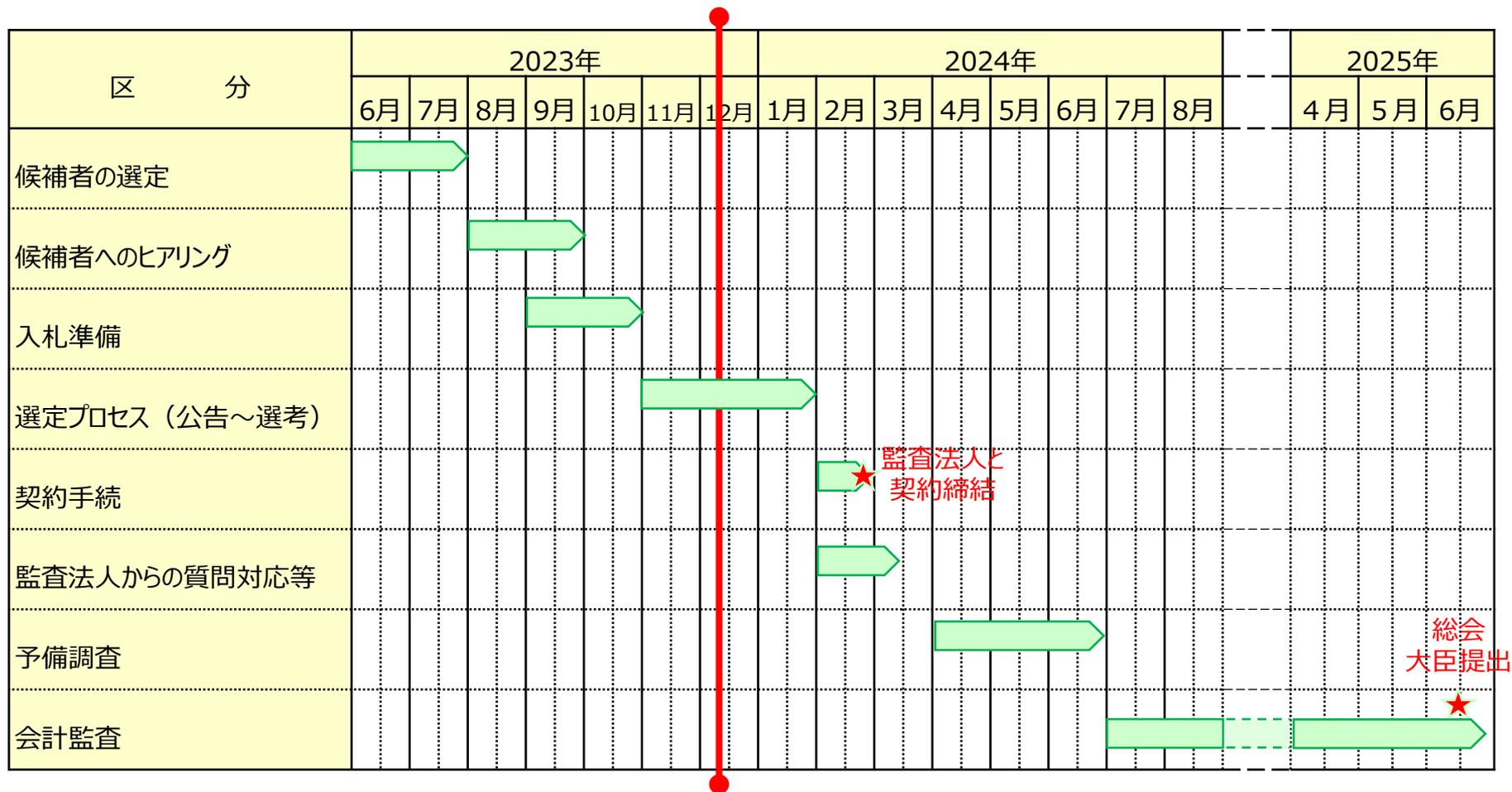
■ 財務報告の強化・向上（税務）

監査法人による会計監査の導入に伴うものではないが、2023年度の消費税申告に向けて、各業務の経理処理や申告に必要な諸元等を整理。

（例）課税、非課税等の税区分の判定 など

6. 現在の状況と今後の進め方

- 監査法人は以下の手順で選定し（2024年2月契約締結予定）2024年度決算から監査法人による会計監査を実施。



- 監査法人による会計監査は、2024年度決算からの導入に向けて、外部の知見も活用しつつ計画的に準備を進めている。
- 本機関としては、監査法人による会計監査の導入を通じて「会計処理の透明性の向上」ひいては「ガバナンスの強化」を図ることが目標である。
- そのため、日々の業務手続や会計処理の実務に確実に定着させ、本機関の更なる運営強化につなげていきたい。

区 分	2021年度		2022年度		2023年度		2024年度		年間取引規模
	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	
災害等扶助交付金交付業務	2021年4月～								60億円程度
広域系統整備交付金交付業務	2021年4月～								未定
調整交付金交付業務（F I T）	2022年4月～								2～3兆円程度
供給促進交付金交付業務（F I P）	2022年4月～								
系統設置交付金交付業務	2022年4月～								
解体等積立金管理業務	2022年7月～								-
容量市場	2024年4月～								6千億～ 1兆5千億円程度
値差収益の貸付業務	2024年4月～								未定
特定系統設置交付金交付業務	2024年4月～								未定
供給促進交付金返還金徴収業務	2024年4月～								-
調整交付金納付金徴収業務	2024年4月～								-
特定系統設置交付金返還金徴収業務	2024年4月～								-
交付金相当額積立金管理業務	2024年4月～								-

- ①組織体制のアクションプランの進捗について
- ②会計ガバナンスの強化
- ③再エネ勘定に関する収支の状況**

1. 再エネ勘定とは

- 再エネ勘定とは、2022年度より導入された F I P 業務（供給促進交付金交付業務）、F I T 業務（調整交付金交付業務）、系統設置交付金交付業務及び納付金徴収業務に係る勘定をいう。

○電気事業法（昭和39年法律第170号）
（区分経理）

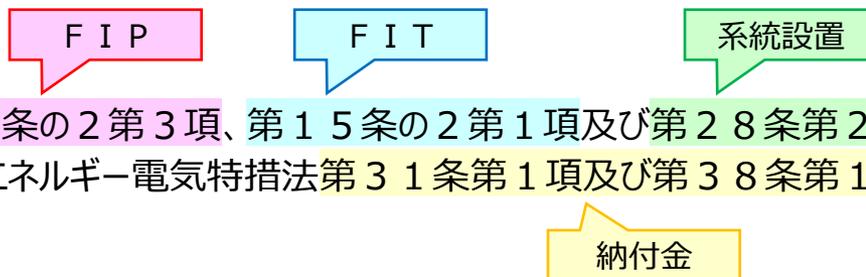
第28条の5 2 推進機関は、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

- 一 広域系統整備交付金交付業務（←日本卸電力取引所のエリア間値差収益から）
- 二 第28条の4 0 第1項第8号の2に掲げる業務
- 三 第28条の4 0 第1項第8号の3に掲げる業務（←解体等積立金管理業務）
- 四 第28条の4 0 第2項第1号に掲げる業務（←災害等扶助交付金交付業務）
- 五 第28条の4 0 第2項第2号に掲げる業務（←入札業務）
- 六 前各号に掲げる業務以外の業務

（業務）

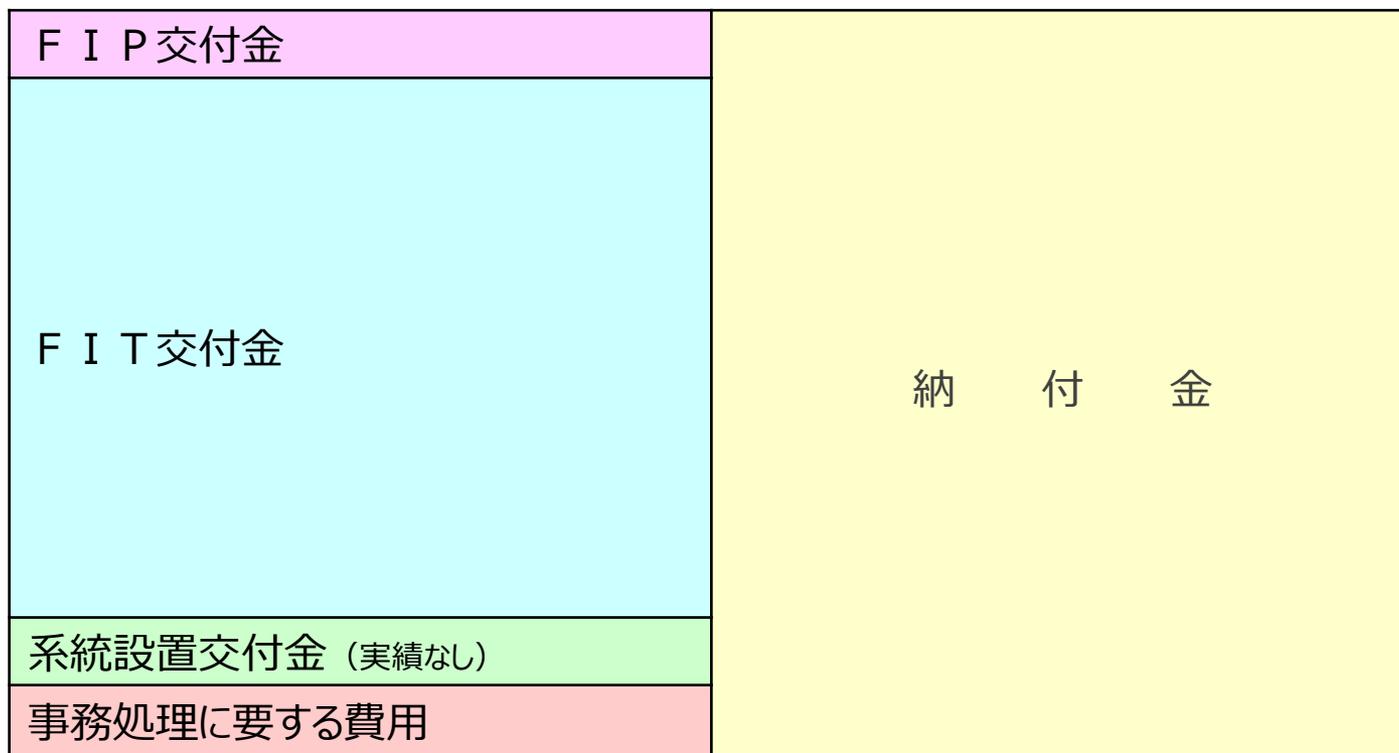
第28条の4 0

八の二 再生可能エネルギー電気特措法第2条の2第3項、第15条の2第1項及び第28条第2項の規定による交付金の交付並びに再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項及び第38条第1項の規定による納付金の徴収を行うこと。

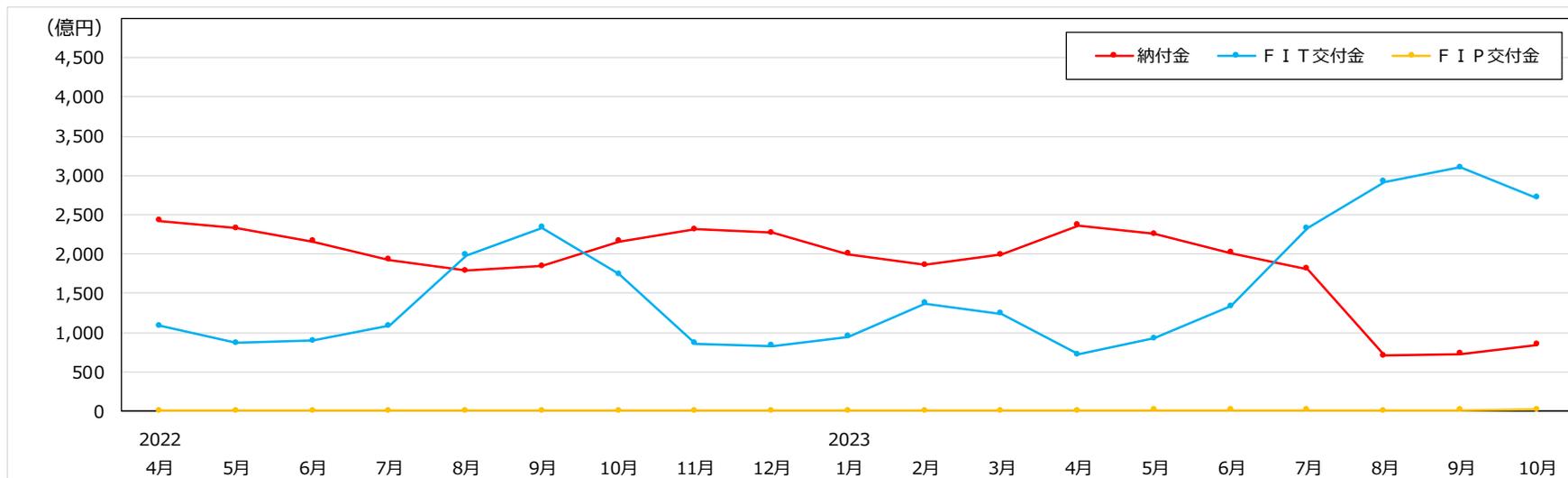


- 本機関は、F I P 交付金、F I T 交付金及び系統設置交付金の交付の業務に要する費用に充てるため小売電気事業者等から納付金を徴収する。

(収入支出のイメージ)



■ 長期で収支が相償する仕組みであり、過去にも一時的に交付金が納付金を上回る状況はあったが、2023年7月以降、交付金が納付金を上回る状況が継続している。

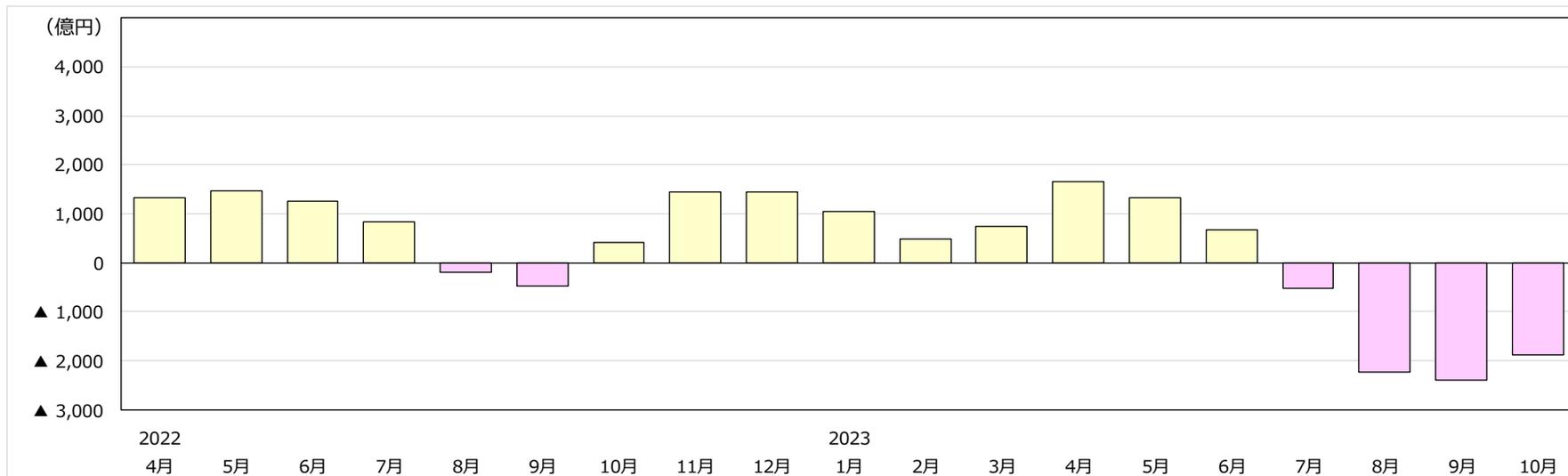


(単位：億円)

区 分	2022 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2023 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
納付金	2,423	2,329	2,159	1,923	1,788	1,848	2,160	2,311	2,272	1,995	1,861	1,991	2,365	2,256	2,016	1,811	701	723	844
F I T交付金	1,088	864	892	1,084	1,986	2,332	1,739	858	825	944	1,371	1,238	716	925	1,331	2,330	2,917	3,101	2,713
F I P交付金	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	1	1	4	7	9	6	5	11	16

(注) 納付金は納付期限の翌月、交付金は交付月で整理。

【月次の収支差額】



(単位：億円)

区 分	2022 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2023 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
納付金	2,423	2,329	2,159	1,923	1,788	1,848	2,160	2,311	2,272	1,995	1,861	1,991	2,365	2,256	2,016	1,811	701	723	844
F I T 交付金	1,088	864	892	1,084	1,986	2,332	1,739	858	825	944	1,371	1,238	716	925	1,331	2,330	2,917	3,101	2,713
F I P 交付金	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	1	1	4	7	9	6	5	11	16
納付金 - 交付金	1,335	1,465	1,267	838	▲198	▲484	421	1,453	1,447	1,051	489	753	1,645	1,325	676	▲526	▲2,221	▲2,389	▲1,886

(注) 納付金は納付期限の翌月、交付金は交付月で整理。

- 交付金が納付金を上回る要因としては、交付金の増加と納付金の減少がある。
- 交付金の増減は、設備量の増加、季節や天候による発電量の増減も関係するが、もっとも大きく影響するのが「回避可能費用」である。
- 2022年度は市場高騰を受け回避可能費用が増加したことから交付金が減少。一方、2023年度は市場が落ち着きを取り戻し回避可能費用が減少したことから交付金が増加。

（参考）FIT交付金の概要

$$\text{FIT交付金額} = \underbrace{\text{調達金額}}_{※1} \div \underbrace{1.1}_{※2} - \text{回避可能費用} + \underbrace{\text{その他}}_{※3}$$

※1 調達金額 = 買取電力量 × 買取価格（買取価格は再エネ種別ごとに毎年度決定）

※2 税抜き価格とする

※3 インバランスリスク料金等

（注）回避可能費用とは、買取事業者が発電した者から再生可能エネルギーを買い取ることにより、本来予定していた発電の調達を取りやめ、支出を免れることができたとみなす費用をいう。

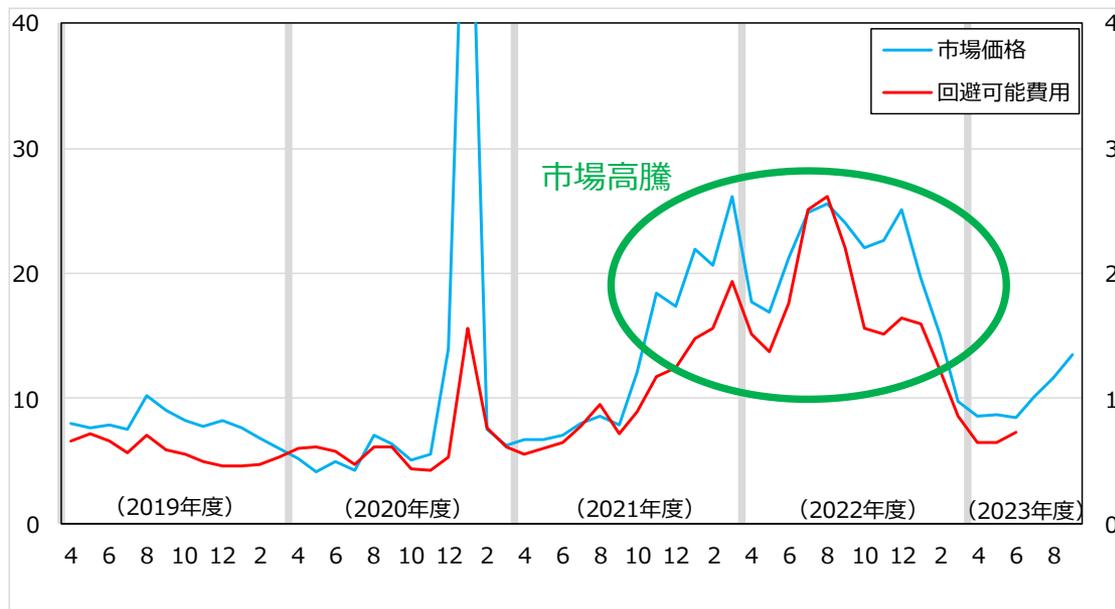
（市場価格に連動し、具体的には、30分コマ毎・エリア毎にスポット価格と時間前市場価格の加重平均により算定される）

4. 交付金が納付金を上回る主な要因 (2 / 2)

- 交付金の増加に大きく影響する回避可能費用と市場価格の推移は以下のとおりである。
- 納付金の減少については、原資となる賦課金単価の減額が影響している。
 ※ 賦課金単価は、毎年度、当該年度の開始前に、再エネ特措法第32条に定められた算定方法に則り、経済産業大臣が設定。

市場価格
(円/kWh)

※データ出典
日本卸電力取引所
スポット市場全国シ
ステムプライスの月平
均値



回避可能費用
(百億円)

賦課金単価
(円/kWh)

年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
単価	0.22	0.35	0.75	1.58	2.25	2.64	2.90	2.95	2.98	3.36	3.45	1.40

- 今後の収支状況は、市場の動向等により変動することから正確に見込むことは困難。他方で、再エネ特措法に基づく納付金徴収業務等は、第32条第2項の規定趣旨から鑑みると複数年で収支が相償する仕組みであることから、一時的な資金不足も想定される。
 - このような資金不足に対応するため、電気事業法では資金の借入れ等について規定されており、こうした場合に、当該借入れ等を活用することとなっている。
- ※ 納付金徴収業務等における一時的な資金不足に際しては、確実な借入れの実施や需要家負担の軽減のための政府保証の活用等について、国とも連携して対応していく。借入金等の限度額を超える資金不足への対応には、政令改正による十分な借入限度額の引き上げを、国が実施する必要がある。

○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）

（納付金の額）

第32条 前条第1項の規定により小売電気事業者等から徴収する納付金の額は、同項の経済産業省令で定める期間ごとに、当該小売電気事業者等が電気の使用者に供給した電気の量（キロワット時で表した量をいう。以下同じ。）に当該期間の属する年度における納付金単価を乗じて得た額を基礎とし、第37条第1項の規定による認定を受けた事業所に係る電気の使用者に対し支払を請求することができる第36条の賦課金の額を勘案して経済産業省令で定める方法により算定した額とする。

2 前項の納付金単価は、毎年度、当該年度の開始前に、経済産業大臣が、当該年度において全ての認定事業者、電気事業者及び送電事業者に交付される交付金の見込額の合計額に当該年度における交付金の交付の業務、積立金管理業務並びに前条第1項及び第38条第1項に規定する納付金の徴収の業務に関する事務の処理に要する費用の見込額を加えて得た額を当該年度における全ての小売電気事業者等が電気の使用者に供給することが見込まれる電気の量の合計量で除して得た電気の1キロワット時当たりの額を基礎とし、前々年度における全ての認定事業者、電気事業者及び送電事業者に係る交付金の合計額と納付金の合計額との過不足額その他の事情を勘案して定めるものとする。

（賦課金の請求）

第36条 小売電気事業者等は、納付金に充てるため、当該小売電気事業者等から電気の供給を受ける電気の使用者に対し、当該電気の供給の対価の一部として、賦課金を支払うべきことを請求することができる。

2 前項の規定により電気の使用者に対し支払を請求することができる賦課金の額は、当該小売電気事業者等が当該電気の使用者に供給した電気の量に当該電気の供給をした年度における納付金単価に相当する金額を乗じて得た額とする。

○電気事業法 (昭和39年法律第170号)

(借入金及び広域的運営推進機関債)

第28条の53 推進機関は、経済産業大臣の認可を受けて、金融機関その他の者から資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は広域的運営推進機関債（以下この条及び次条において「機関債」という。）の発行（機関債の借換えのための発行を含む。）をすることができる。この場合において、推進機関は、機関債の債券を発行することができる。

2 経済産業大臣は、前項の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

3 第1項の規定による借入金の現在額及び同項の規定により発行する機関債の元本に係る債務の現在額の合計額は、政令で定める額を超えることとなつてはならない。

(第4項～第8項略)

(政府保証)

第28条の54 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和21年法律第24号）第3条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、推進機関の前条第1項の借入れ又は機関債に係る債務（第28条の40第1項第5号又は第8号の2に掲げる業務に係るものに限る。）の保証をすることができる。

○電気事業法施行令 (昭和40年政令第206号)

(借入金及び広域的運営推進機関債の発行の限度額)

第4条 法第28条の53第3項の政令で定める額は、1200億円とする。